

まずは、無料のお見積を

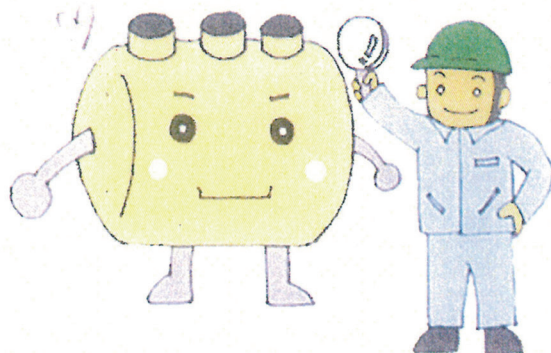


効果的な賃貸経営をお考えの家主様、お気軽に何でもご相談ください。

— 浄化槽設備保守点検 —

浄化槽法第10条

年1回以上施する事が定められる
(全曝気方式の場合は6ヶ月に
1回以上施しなければならない)



大切な建物の浄化槽の維持点検はお任せ下さい！

信頼のおける専門業者の手配を致します。

下水道本管への直接放流工事(区域内)も合わせてご提案致します！

お困りのことは
ございませんか？

賃貸管理業務を

『バイキング方式』でご提案！

必要な物を！ 必要な時に！ 必要なだけ！

賃貸管理代行サービス

リビング・パートナー

TEL: 073-471-9035

FAX: 073-462-2816

—効果的な賃貸経営をお考えの家主様、お気軽に何でもご相談ください。—